

(意見書案第13号)

季節労働者の「特例一時金」現行維持及び通年雇用の促進に関する意見書

積雪寒冷という北海道特有の気象条件によって、冬期に失業を余儀なくされる季節労働者は、今なお13万5千人を数えている。

これらの季節労働者は、冬期における生産活動の減少に起因して毎年離職するものであり、季節労働者の雇用の安定及び通年雇用促進のための対策を、今、北海道全体として進めつつある。

しかし、現在、労働政策審議会において、季節労働者の「特例一時金」については、循環的給付を理由に廃止等が検討されている。

いまだ多くの季節労働者が存在している北海道の実情として、「特例一時金」の廃止等は、多くの季節労働者の生活をより不安にするばかりでなく、事業主をはじめ地域経済への大きな影響が懸念される。

そこで、国は季節労働者の通年雇用促進を命題として、平成19年度より新規施策である「通年雇用促進支援事業(仮称)」の実施を予定しており、季節労働者の冬期失業の実情を踏まえたとき、新たな冬期雇用の拡充を通じ通年雇用に向けた移行を促進させるために、北海道、市町村、地域の努力はもちろん、国の責任によるこの事業の成功が不可欠である。

よって、国においては、下記事項の実現について強く要望する。

記

- 1 季節労働者の「特例一時金」存続及び現行制度の維持
- 2 通年雇用に移行できない労働者に対する新たな冬期雇用の確保

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年 9月26日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 宛